

Ⅷ その他の改正

1 減価償却制度に関する改正

○ 減価償却制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却(旧措法42の5、68の10、旧措令27の5、39の40、旧措規20の2、22の23の2、改正法附則55、72、改正措令附則8、15、改正措規附則4、10)	○ 本制度は廃止されました。	平24.4.1前に取得等をし1年以内に事業供用をした資産については、従来どおり適用されます。
(2) 事業基盤強化設備等取得した場合の特別償却(旧措法42の7、68の12、旧措令27の7、39の42、旧措規20の3、22の25、改正法附則58、75①、改正措令附則6)	○ 本制度は廃止されました。	平24.4.1前に取得等をした資産については、従来どおり適用されます。
(3) 集積区域における集積産業用資産の特別償却(措法44①、68の20①、措令28の5③、39の49③、改正法附則64①、81①、改正措令附則6)	○ 対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は50億円(農林漁業関連業種に属する事業の用に供する資産については、30億円)を限度とされました。 ○ 適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。	平24.4.1以後に取得等をする資産について適用され、同日前に取得等をした資産については、従来どおり適用されます。 —
(4) 事業革新設備の特別償却(旧措法44の2①、68の21①、旧措令28の6①②、39の51①②、旧措規20の10、22の32、改正法附則64②、81②)	○ 本制度は廃止されました。	平24.4.1前に取得等をした資産については、従来どおり適用されます。
(5) 資源需給構造変化対応設備等の特別償却(旧措法44の2②③、68の21②③、旧措令28の6③④、39の51③④、旧措規20の2、22の32、改正法附則64③、81③、改正措令附則10、18)	○ 本制度は廃止されました。	平24.4.1前に資源生産性革新計画に係る認定又は資源制約対応製品生産設備導入計画に係る認定を受けた法人が取得等をする資産については、従来どおり適用されます。

2 税額の計算に関する改正

○ 法人税額の特別控除に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の法人税額の特別控除(旧措法42の5、68の10、旧措令27の5、39の40、旧措規20の2、22の23の2、改正法附則55、72、改正措令附則8、15、改正措規附則4、10)	○ 本制度は廃止されました。	平24.4.1前に取得等をし1年以内に事業供用をした資産については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(2) 事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除 (旧措法42の7、68の12、旧措令27の7、39の42、旧措規20の3、22の25、改正法附則58、75①、改正措令附則6)	○ 本制度は廃止されました。	平24.4.1前に取得等をした資産については、従来どおり適用されます。
(3) 中小企業者等の教育訓練費の総額に係る法人税額の特別控除 (旧措法42の7⑤⑥、68の12⑤⑥、旧措令27の7⑨～⑫、39の42⑪～⑭、旧措規20の3⑧～⑫、22の25⑦～⑪、改正法附則51、75②、改正措令附則6)	○ 本制度は廃止されました。	平24.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。

3 準備金制度に関する改正

○ 準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 特定災害防止準備金 (旧措法55の6、68の45、旧措令32の4①～⑫、39の74①～⑫、旧措規21の5①～⑨、22の47①～⑨、改正法附則65①、82①、改正措令附則6)	○ 岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金制度は廃止されました。	平24.4.1前に開始した各事業年度において所得の金額の計算上損金の額に算入された準備金の金額については、従来どおり適用されます。
(2) 特別修繕準備金 (措法57の8、68の58、措令33の7、39の85、措規21の14、22の58、改正法附則51、65②～⑱、82②～⑬)	○ 対象となる特別の修繕の範囲から、①銑鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉並びにガラス製造用の連続式溶解炉に使用するれんがの過半を取り替えるための修繕、②球形のガスホルダーにつき定期的に行われる検査を受けるための修繕及び③貯油槽につき定期的に行われる検査又は点検を受けるための修繕が除外されました。	平24.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。なお、同日以後最初に開始する事業年度開始の日において、対象範囲から除かれた特別の修繕に係る特別修繕準備金の金額を有する場合には、所要の経過措置(4年間(中小企業者は10年間)均等取崩し)が講じられています。

4 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 外国税額控除制度 (法令142③、155の28③、改正法令附則2、9②)	○ 控除限度額の基礎となる国外所得から非課税国外所得の全額(改正前3分の2)を除外することとされました。ただし、経過措置として、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度においては非課税国外所得の6分の5を除外することとされました。 ○ 国外所得の計算に係る国外使用人割合の計算規定が廃	平24.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同上

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(法69①、81の15①、法令142の2、155の27、改正法令附則10、16)</p> <p>(旧法令142の2、155の29、改正法令附則2)</p>	<p>止されました。</p> <p>○ 外国税額控除の対象から除外される高率な外国法人税の水準が、35%超(改正前50%超)に引き下げられました。</p> <p>○ 控除限度額の計算の基礎となる国外所得の90%制限に係る特例が、廃止されました。</p>	<p>平24.4.1以後に開始する事業年度において納付することとなる外国法人税の額について適用され、同日前に開始した事業年度において納付することとなった外国法人税の額については、従来どおり適用されます。</p> <p>平24.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(2) 国外関連者との取引に係る課税の特例(移転価格税制) (措法66の4⑧⑨、68の88⑧⑨、措令39の12⑬、39の112⑫、改正法附則68①②、84①②)</p> <p>(措法66の4⑯、68の88⑰、改正法附則68③、84③)</p>	<p>○ 法人の国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に関する調査に係る質問検査権、当該調査において提出された帳簿書類の留置き等に関する事項について所要の整備が行われました。</p> <p>○ 法人の国外関連取引につき本制度の適用があった場合において、その適用に関し通則法第23条第1項第1号又は第3号《更正の請求》に掲げる事由が生じたときの更正の請求の期限は、法定申告期限から6年間(改正前1年間)とされました。</p>	<p>平25.1.1以後に同種の事業を営む者に対して行う質問検査等(法人につき同日前から引き続き行われている調査(以下「経過措置調査」といいます。)に係るものを除きます。)又は同日以後に提出される帳簿書類について適用され、同日前に同種の事業を営む者に対して行った質問検査等(経過措置調査を含みます。)については、従前どおり適用されます。</p> <p>平23.12.2以後に法定申告期限が到来する法人税について適用されます。</p>
<p>(3) 特定外国子会社等の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等 (措令39の18⑨、39の118⑨、改正措令附則12、20)</p>	<p>○ 特定外国子会社等に係る課税対象金額又は部分課税対象金額を益金の額に算入する場合のその益金の額に算入された金額のうち、外国法人税を課さない国又は地域に本店又は主たる事務所を有する特定外国子会社等に係る部分の金額については、外国税額控除の限度額の計算上国外所得に含まれないこととされました。</p> <p>ただし、経過措置として、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度においては6分の5に相当する金額を除外することとされました。</p> <p>(特定外国法人の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等(いわゆるコーポレート・インバージョン対策合算税制)についても同様となります。)</p>	<p>平24.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>

5 その他の改正

○ その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 仮決算をした場合の中間申告(法令150の2、155の47、改正法令附則1)</p>	<p>○ 仮決算をした場合の中間申告に係る包括的な読替規定が整備されました。</p>	<p>平23.12.2から施行されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(2) 所得税額等の還付の場合の書類の提示等 (旧法令152、改正法令附則1二)	○ 通則法に規定が設けられたため、旧法令の規定は削除されました。	平25. 1. 1 から施行されます。
(3) 前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例 (法80の2、82、改正法附則18、24)	○ 確定申告書を提出した場合の更正の請求期間の延長に伴い、更正等があった事業年度後の決定を受けた事業年度のみ本制度の適用対象とされました。	平23.12. 2 以後に法第74条第1項又は第81条の22第1項の規定による申告書の提出期限が到来する法人税についての法第80条の2又は第82条に規定する更正の請求について適用し、同日前に旧法第74条第1項又は第81条の22第1項の規定による申告書の提出期限が到来した法人税についての旧法第80条の2又は第82条に規定する更正の請求については従来どおり適用されます。
(4) 当該職員の質問検査権 (旧法153～156、改正法附則1①五、25)	○ 通則法に規定が設けられたため、旧法の規定は削除されました。	平24.12.31 以前に法人に対して行った質問又は検査及び金銭の支払若しくは物品の譲渡を義務があると認められる者又は法人から金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に対して同日以前に行った質問又は検査については、従来どおり適用されます。
(5) 官公署等への協力要請 (旧法156の2、改正法附則1①五)	○ 通則法に規定が設けられたため、旧法の規定は削除されました。	平25. 1. 1 から施行されます。
(6) 身分証明書の携帯等 (旧法157、改正法附則1①五、25)	○ 通則法に規定が設けられたため、旧法の規定は削除されました。	(4)の適用時期等と同様となります。
(7) 罰則 (法162、改正法附則1①五、25)	○ (4)の改正に伴い、所要の整備が行われました。	同上
(8) 商工組合等の留保所得の特別控除 (旧措法61、旧措令37、改正法附則66)	○ 本制度は廃止されました。	平24. 4. 1 前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(9) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例 (措法62⑧、68の67⑦、改正法附則67①、83①)	○ 本制度の適用があった場合においても、その相手方の氏名等に関して、通則法の規定による帳簿書類その他の物件(その写しを含みます。)の提示又は提出の要求をすることを妨げるものではないこととされました。	平25. 1. 1 以後に法人に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(改正法附則第39条第1項の経過措置調査等に係るものを除きます。)について適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(10) 特定目的会社に係る課税の特例（措法67の14②、改正法附則51）</p> <p>（措規22の18の4、改正措規附則6）</p>	<p>○ 貸倒引当金の損金算入が認められる中小法人等から、特定目的会社は除かれることとされました。</p> <p>○ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金及び災害による損失金の繰越控除制度について、各事業年度の控除前所得の金額の100分の80（措法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社は、改正前と同様に100分の100）相当額が損金算入限度額とされました。</p> <p>○ 配当可能利益の額の計算について、税引前当期純利益金額として表示された金額から減損損失に細分された金額の100分の70*（改正前100分の90）相当額を控除することとされました。</p>	<p>平24.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>
<p>(11) 投資法人に係る課税の特例（措法67の15③、改正法附則51）</p> <p>（措規22の19、改正措規附則7）</p>	<p>○ 貸倒引当金の損金算入が認められる中小法人等から、投資法人は除かれることとされました。</p> <p>○ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金及び災害による損失金の繰越控除制度について、各事業年度の控除前所得の金額の100分の80（措法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人は、改正前と同様に100分の100）相当額が損金算入限度額とされました。</p> <p>○ 配当可能利益の額の計算について、税引前当期純利益金額として表示された金額から減損損失に細分された金額の100分の70*（改正前100分の90）相当額を控除することとされました。</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>
<p>(12) 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例（措法68の3の2②、改正法附則51）</p> <p>（措規22の20の2、改正措規附則8）</p>	<p>○ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金及び災害による損失金の繰越控除制度について、各事業年度の控除前所得の金額の100分の80（措法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的信託に係る受託法人は、改正前と同様に100分の100）相当額が損金算入限度額とされました。</p> <p>○ 分配可能利益の額の計算について、税引前当期純利益金額として表示された金額から減損損失に細分された金額の100分の70*（改正前100分の90）相当額を控除することとされました。</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p>
<p>(13) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例（措法68の3の3②、改正法附則51）</p> <p>（措規22の20の3、改正措規附則9）</p>	<p>○ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金及び災害による損失金の繰越控除制度について、各事業年度の控除前所得の金額の100分の80（措法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託法人は、改正前と同様に100分の100）相当額が損金算入限度額とされました。</p> <p>○ 分配可能収益の額の計算について、税引前当期純利益金額として表示された金額から減損損失に細分された金額の100分の70*（改正前100分の90）相当額を控除することとされました。</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p>

【用語の説明等】

* 復興財源確保法第45条に規定する課税事業年度（同条第3項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）にあつては、100分の80とされています（復興特別法人税省令2）。